

日常生活福祉用具貸与事業実施要項

社会福祉法人

益田市社会福祉協議会

(目的)

第一条 この要綱は、益田市社会福祉協議会の事業に伴い益田市内で在宅する身障または長期寝たきり老人で、日常生活用具の利用を希望する者に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用具の種類)

第二条 日常生活用具の種類は、別に定める通りとする。

(申請借用等)

第三条 日常生活用具の利用を希望する者は、様式第1号に定める申請書、借用書を提出しなければならない。

(利用料)

第四条 無料とする。

(貸与期間)

第五条 貸与期間は1年以内とするが、引き続き利用を希望する場合は借用書を更新することができる。

(遵守事項)

第六条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1) 貸与された用具を、その目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。
- 2) 貸与された用具使用の際に生じた故障又は破損等については、自己の責任において対応しなければならない。

(その他)

第七条 この要項に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

1, この要項は、平成6年9月1日から適用する。

附 則 (第五条・貸与期間の変更)

1, この要項は、平成22年6月15日から適用する。

日常生活福祉用具使用上のお願い

毎日の介護ご苦労様です。

今回、貸し出しました機器により介護の手助けになり、少しでも日常生活が豊かになりますようお願い申し上げます。

尚、これらの機器は善意の寄付や共同募金配分金により整備したものです。これらの機器の使用にあたっては、以下のことにご留意下さい。

記

1. 使用方法等わからないことがあれば、遠慮なく問い合わせ下さい。
2. 貸出期間は1年以内とします。引き続き貸し出しを希望する場合は、借用書を更新することにより貸し出します。
3. 機器に故障が生じた場合はご連絡下さい。
4. 借用者が、借り受け及び返却することを原則としていますので、是非ご協力をお願いします。
5. 返却にあたっては、機器の清掃、整備点検をしてお返し下さい。

※次回の更新日は平成 年 月 日です。

〒698-0036

益田市須子町3番1号 益田市総合福祉センター内

社会福祉法人

益田市社会福祉協議会

TEL 0856-22-7256